

◆◆◆土壌汚染対策の概要 ― 足元の大地を守るために◆◆◆

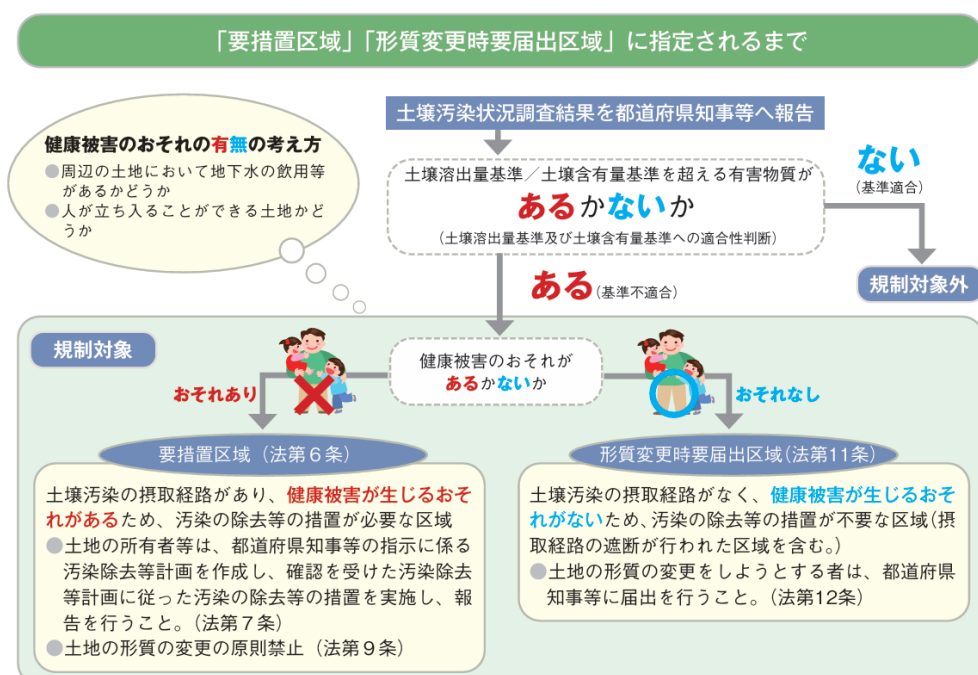
私たちが暮らす街の景観は日々移り変わっています。古い工場が閉鎖され、跡地に商業施設や住宅が建ち並ぶ光景は珍しくありません。しかし、その足元に広がる「土壌」には過去の人間の活動が色濃く刻まれており、場合によっては健康被害のリスクを孕んでいることがあります。こうした背景から生まれたのが「土壌汚染対策法」（以下「法」）です。平成 15（2003）年に施行されたこの法律は、人の健康を守ることを第一目的に、土地利用の転換や有害物質の使用等の履歴に応じて調査・対策を求める枠組みを整えています。

この法律では大きく三つの場合に調査義務が生じます。

- (1) 有害物質使用特定施設の廃止時
- (2) 一定規模以上の土地の形質変更に伴い知事等が汚染の恐れを認めたとき
- (3) 健康被害の恐れがあると認められたとき

いずれも法に基づく「指定調査機関」による調査を行い、結果を都道府県知事等に報告しなければなりません。調査の結果、基準に適合しない汚染状態にある土地は「要措置区域」か「形質変更時要届出区域」に分類されます。

「要措置区域」とは、汚染除去などの対応が不可欠と判断された土地です。ここでは土地所有者等に「汚染除去等計画」の作成が義務付けられ、速やかに汚染の封じ込めや除去などの対策工事を実施しなければなりません。一方の「形質変更時要届出区域」は、直ちに健康被害の恐れはないものの、土地を掘削・造成する際に汚染が拡散する可能性がある区域です。この場合、土地所有者等は事前に知事へ工事内容の届出を行う義務を負います。つまり、汚染の深刻度に応じて二段階で規制をかける仕組みになっています。



加えて大阪府の「生活環境の保全等に関する条例」（以下「条例」）では、国法を補完する形で独自の規制が設けられており、その特徴は六つにまとめられます。

- (1) 対象物質としてダイオキシン類を追加
- (2) 対象施設に条例に基づく有害物質使用届出施設やダイオキシン類特定施設を追加
- (3) 稼働中の対象施設がある工場等の敷地において、形質変更後に当該工場以外の用途に転換するのであれば、変更規模を問わず土壌調査を義務付け
- (4) 3,000 m²以上（対象施設が操業中又は調査が猶予中の工場等の敷地の場合は 900 m²以上）の土地改変時に土地利用履歴等の調査・報告を義務付け
- (5) 土地所有者等の責務の明確化、法又は条例の適用を受けない自主調査等への指導又は助言を行う
- (6) 有害物質使用施設の設置者が土地所有者へ情報提供を行うよう定める

特定有害物質・管理有害物質及び基準値

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
管理有害物質(府条例)	(第一種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	－	0.002 以下
		四塩化炭素	－	0.002 以下
		1,2-ジクロロエタン	－	0.004 以下
		1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	－	0.1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	－	0.04 以下
		1,3-ジクロロプロペン(D-D)	－	0.002 以下
		ジクロロメタン(塩化メチレン)	－	0.02 以下
		テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	－	0.01 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	－	1 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	－	0.006 以下
		トリクロロエチレン	－	0.01 以下
		ベンゼン	－	0.01 以下
	(第二種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下
		シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと
		水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下
		うちアルキル水銀		検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下
		鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下
		砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素 4,000 以下	ふっ素 0.8 以下
		ほう素及びその化合物	ほう素 4,000 以下	ほう素 1 以下
	(第三種特定有害物質) 農薬等	シマジン(CAT)	－	0.003 以下
		チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	－	0.02 以下
		チウラム	－	0.006 以下
		PCB(ポリ塩化ビフェニル)	－	検出されないこと
		有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	－	検出されないこと
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	－

(注)

土壌含有量基準:有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスクに係る基準

土壌溶出量基準:有害物質が含まれる汚染土壌からの有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクに係る基準

mg/kg(土壌 1 キログラムあたりミリグラム)、mg/L(検液 1 リットルあたりミリグラム)、

pg-TEQ/g(土壌 1g あたりピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン毒性換算値〕)

第二溶出量基準:土壌溶出量基準より高い数値が設定されており、汚染の除去等の措置を選択する際の重要な指標

こうした制度は一見、土地所有者や事業者にとって大きな負担に映るかもしれませんが。調査や汚染の除去には莫大な費用がかかり、再開発の足かせとなることもあります。しかし、放置された汚染が地下水を通じて広範囲に拡散し、将来世代の健康や生活基盤を脅かすリスクを考えれば、必要不可欠な仕組みだと言えます。むしろ、法的枠組みが明確であることによって、土地の安全性に関するリスク要因が可視化され、再開発や取引の透明性が高まるという利点もあるのです。

近年では「自主調査」の重要性も高まっています。法や条例が土地所有者や事業者の責務を定めているように、企業や自治体が主体的に調査・情報公開を進めることは社会的信頼を得る上で欠かせません。また、バイオレメディエーション（微生物の働きを利用して汚染物質を分解する工法）や不溶化処理といった土壌汚染対策技術の進歩も追い風になり、コストや工期の縮減につながっています。

足元の大地は静かに過去を記録しています。そこに潜むリスクをどのように管理し、どのように未来へ引き継ぐか。土壌汚染対策の制度は、環境政策であると同時に、都市再生や企業活動を支える「見えないインフラ」と言えるでしょう。私たちが安全に暮らす社会の裏側には、こうした地道で複雑な仕組みが息づいているのです。

当センターは環境省の指定調査機関として長年の経験を有し、地歴調査（Phase1）、土壌汚染状況調査（Phase2）、詳細調査（Phase3）、その他調査や浄化対策工事、行政対応のコンサルティングも含め、土壌汚染に関する一貫したサービスを提供いたします。



主な環境法令情報

官公庁より公表された主な環境法令等の情報を掲載しています。

各事項の詳細については、官報や所管省庁のホームページ等でご確認ください。

PFAS 関連の法令改正

概要

① 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部改正

令和 7 年環境省令第 19 号

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、水道水の水質基準を新たに設定。

項目：ペルフルオロ（オクタンー1－スルホン酸）（別名 P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（別名 P F O A）

基準値：0.00005mg/L 以下であること。

② 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の一部改正

令和 7 年環境省令第 20 号

PFOS 及び PFOA の検査の回数はおおむね 3 か月に 1 回以上を基本とするなど、所要の改正。

③ 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

令和 7 年内閣府告示第 105 号

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「P F O S」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「P F O A」という。）に係る成分規格を設定。

項目：ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A）

基準値：和として 0.00005mg/L 以下であること。

④ 公共用水域・地下水における要監視項目についての指針値の見直し

令和 7 年環水大管発第 2506309 号

PFOS 及び PFOA の「指針値（暫定）」を「指針値」に変更。

詳細は、環境省、消費者庁 H P 等でご確認ください。

環境省 https://www.env.go.jp/press/press_00075.html

消費者庁 https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_pollution/pfas/index.html

施 行 期 日

①と② 令和８年４月１日施行

③ 令和７年６月３０日施行（告示発出の日から）

ただし、令和８年３月３１日までに製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

④ 令和７年６月３０日施行（通知発出の日から）